

橋下調査 思想・良心の自由侵す

山下氏は憲法19条が保障する「思想・良心の自由」について、首相の「内心の自由について国や地方公共団体が制限することは許されない」と答えました。ところが橋下氏による調査は、組合加入や自由な政治活動について職務命令で回答を迫るなど「内心の自由」に踏み込むもの。山下氏の質問に対し、小宮山洋子厚労相は、大阪府労働委員会が「支配介入に該当するおそれがある」として調査の続行中止を橋下氏に勧告したと答弁。さらに支配介入は労働法で禁じられてお

り、憲法28条が定める団結権などの権利を守るためだと述べました。山下氏は、街頭演説を聞いたかどうかも答えさせると、「思想・良心の自由」を侵害するものだと言明しました。川端達夫総務相は「地方公務員法は」勤務時間外に単に街頭演説を聞くことを禁止するものではない」と明言しました。山下氏が「思想調査そのものだ。憲法に抵触する職務命令は許されない」と指摘すると、他党からも「(調査は)やりすぎだ」の声が出され、川端総務相は「職務命令は適法でな



議員山下芳生が質問する様子
=3月13日、参院予算委

全市民を監視の網に 山下議員が追及 参院予算委

「憲法下で、空恐ろしい監視社会をつくることは絶対に許されない」——日本共産党の山下芳生議員は3月13日の参院予算委員会、橋下徹大阪市長の「思想調査」問題を取り上げ、野田首相の認識をただしました。

「憲法下で、空恐ろしい監視社会をつくることは絶対に許されない」と認めました。さらに山下氏は、職員を街頭演説に誘ったりと、投票してくれませんかと言った市民の名前を報告するよう求めていることをあげ、「思想調査」がすべての市民・国民に向けられていることに言及。「職員を通じて、市民を監視する網の目を張り巡らすもの。市民の福祉のための組織であるべきことは許されない」と指摘しました。野田首相は「当該地方公共団体で適切に判断されるべきもの」と答弁。山下氏は「許されるとは言えなかつた。民主主義の日本で監視社会をつくることが許されない」と強調しました。

日本共産党

発行 / 日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所
2012年3月号外

〒540-0004 大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル2F
Tel.06(6764)9111 Fax.06(6764)9115
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を
発表しました。

裏面に詳報

近畿民報

驚きと「そうだの声」 議場騒然



橋下「思想調査」の撤回を
求める党大阪府委員会の宣伝

民主主義の根幹の問題

調査はパソコン入力で、答えたくない質問項目を飛ばせない仕組みになっています。山下氏がそのことを指摘すると、委員会室に驚きの声があがりました。「思想・良心の自由」には「沈黙の自由」も含まれると述べた山下氏は、「沈黙の自由を認めないもので、心の中をあぶりだす、現代の踏み絵だ」と批判しました。「思想調査の対象は、市の職員にとどまらず、すべての市民と国民に向けられている」。山下氏は、調査では市職員を街頭演説に「誘った人」や職員に投票を「要請した人」の名前まで回答させているとして、「3万数千人の大阪市職員への調査を通じて市民を監視する網の目を張り巡らせようとしている」と告発しました。

山下氏が「個別の問題」として逃げたらだめだ。日本の民主主義の根幹にかかわる問題だ」と批判すると、次々と「そうだ」の声があがります。山下氏が「大阪市のようなり方が許されるのか」と重ねてたたくても同じ答弁を繰り返す首相に「役人答弁だ」との声が飛びました。山下氏は「首相も許されるとか問題がないとは言えなかつた」と述べ、データの即時廃棄と職員と社会への謝罪を要求。「いまの憲法の下で、民主主義の日本で、こういう『思想調査』を行い、監視社会をつくることは絶対に許されない」と強調するとともに「日本共産党は、戦前の暗黒時代から今日までどんな弾圧を受けようとも自由と民主主義の旗をおろさなかつた党として、民主主義を守る一点で国民と力を合わせ奮闘する」と決意を表明しました。

(しんぶん赤旗「3月14日付より」)

折れ線

暴走ストップへ力あわせましょう 日本共産党



こくた恵二
党国対委員長



宮本たけし
衆院議員1期



清水ただし
党大阪府副委員長



堀内照文
党兵庫副委員長

日本共産党は衆院比例
近畿ブロック予定候補
(左の4人)を先頭に
全力をあげます。

〔近畿比例〕